

建指第 2017号

令和6年3月27日

茨城県行政書士会長殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

開発許可等申請手数料の改正について

本県の開発行政の推進につきましては、日頃より特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

茨城県手数料徴収条例が改正され、下記の手数料が変更になりますので貴会員等にご周知させていただきますようお願いいたします。

記

1 改正となる申請手数料

(1) 都市計画法関係

- ・ 開発行為許可申請手数料
- ・ 市街化調整区域内等における建築物の特例許可手数料
- ・ 予定建築物等以外の建築物許可申請手数料
- ・ 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築物の許可申請手数料
- ・ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

(2) 租税特別措置法関係

- ・ 優良宅地認定申請手数料

2 手数料改正時期

令和6年4月1日申請受付分

お問い合わせ先
茨城県土木部都市局建築指導課
宅地担当
TEL 029-301-4732